

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年8月30日	
【会社名】	株式会社ナック	
【英訳名】	NAC CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉村 寛	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	
【電話番号】	03(3346)2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部長 川上 裕也	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	
【電話番号】	03(3346)2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部長 川上 裕也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	5,458,987,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,587,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成30年8月30日（木）開催の取締役会決議によります。

2 当社と割当予定先である株式会社ダスキン（以下「割当予定先」又は「ダスキン」といいます。）は、平成30年8月30日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に係る資本業務提携を、以下「本提携」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の払込みについては、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、本第三者割当増資について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に基づく待機期間が満了していること等が条件とされております。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式			
その他の者に対する割当	5,587,500株	5,458,987,500	2,729,493,750
一般募集			
計（総発行株式）	5,587,500株	5,458,987,500	2,729,493,750

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、2,729,493,750円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
977	488.5	100株	平成30年9月18日（火）から 平成30年10月1日（月）まで （注5）		平成30年9月18日（火）から 平成30年10月1日（月）まで （注5）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で総数引受契約を締結するものとし、払込期間中に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、

4 本有価証券届出書の効力発生後、払込期間の末日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

5 本有価証券届出書提出日時時点では、独占禁止法上の必要な事前届出等が履践され、待機期間が満了する時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載しております。割当予定先は、払込期間において、前記「1 新規発行株式」注2記載のすべての条件等が満たされた場合に、払込みを実施する予定とのことです。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ナック 総務人事部	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口法人営業第一部	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,458,987,500	150,000,000	5,308,987,500

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、アドバイザー費用、登記関連費用等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、割当予定先であるダスキンとの間において、平成30年8月30日付で本資本業務提携契約を締結しております(詳細については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。)。本資本業務提携契約に基づき、競争のさらなる激化が予想される現在の事業環境下において、既存店舗の機能強化・新規出店のための投資を実行し、収益力の強化を推進いたします。具体的には、既存事業であるサービスマスター事業(注1)、メリーメイド事業(注2)、ターミックス事業(注3)、トータルグリーン事業(注4)及びホームリペア事業(注5)のサービスを当社のレンタル事業を中心とする既存店及び新規店を通じて顧客に提供し、また、当社が従来出店していなかったダスキンのヘルスレント事業(注6)に参入するため、システム・店舗備品及び担当人員の追加を中心に、平成30年度から平成33年度(2021年度)の4事業年度で、本件取引に係る手取金を主に下表の投資に充当することを計画しております。なお、本第三者割当増資により調達した資金は、実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
既存事業の既存店及び新規店における追加	24億円	平成30年10月～平成33年9月
新規事業となる介護用品・福祉用品のレンタル事業(ヘルスレント事業)への新規出店	29億円	平成30年10月～平成33年9月
合計	53億円	

(注1) サーマスター事業：ハウスクリーニングの提供

(注2) メリーメイド事業：家事代行サービス

(注3) ターミックス事業：害虫駆除・予防サービス

(注4) トータルグリーン事業：植栽の管理・維持サービス

(注5) ホームリペア事業：住まいのピンポイント補修サービス

(注6) ヘルスレント事業：介護用品・福祉用具のレンタル

既存事業の既存店及び新規店における追加

当社は、平成27年12月7日公表の中期経営計画の「基本方針」において既存事業の収益安定化を掲げており、今後も多様化する顧客ニーズに応え続けるために、既存店舗強化及び事業の拡充を行い、顧客満足度の向上を目指してまいります。

当社の強みである「Face to Face」のコミュニケーションを通じて獲得した、ダスキン加盟店中No.1の顧客基盤を活用し、既存店及び新規店において、ダスキンの事業のうち当社が現時点で一部店舗を除き実施していない、サービスマスター事業、メリーメイド事業、ターミックス事業、トータルグリーン事業及びホームリペア事業を追加いたします。

当社の既存店舗の顧客基盤を有効活用することにより、当社として今後の展開余地があるダスキンの他の事業を短期間において効率的に拡大させ、将来に亘っての収益の安定化とともに持続的な発展及び企業価値の向上を実現してまいります。

本日現在、当社の既存店及び新規店において追加する具体的な事業数(当該事業を追加する店舗の数)は合計100事業を計画しており、平成30年10月から平成33年9月にかけて、本第三者割当増資により調達する資金から24億円の使用を検討しております。但し、事業の追加の進捗状況や追加された事業の業績等によっては、資金の支出時期等に見直しが生じる可能性があります。なお、資金使途に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

新規事業となる介護用品・福祉用品のレンタル事業(ヘルスレント事業)への新規出店

当社は、平成27年12月7日公表の中期経営計画の「基本方針」において新たな事業の育成に向けた戦略的な投資の実行を掲げております。超少子高齢化社会の到来、高齢化世帯や単身世帯、共働き世帯の増加等といった社会環境の劇的な変化を背景に、今後飛躍的な増加が見込まれるシニア層に向けた介護用品、福祉用品等の商品・サービスの提供を、ダスキンからのフランチャイズ方式により行うことで、企業価値の向上を目指すとともに、当社における今後の成長ドライバーとなる事業の確立を目指してまいります。

また、ヘルスレント事業の展開には、当社がダスキンフランチャイズチェーン加盟店として培ってきたストックビジネスのノウハウの活用が非常に有用であり、短期間において売上増加を見込むことができると考えております。

本日現在、新規出店する具体的なエリアと店舗数については、首都圏を中心に東海地方、中国地方、九州地方の20店舗を計画しており、平成30年10月から平成33年9月にかけて、本第三者割当増資により調達する資金から29億円の使用を検討しております。但し、新規出店の進捗状況や新規出店された店舗の業績等によっては、資金の支出時期等に見直しが生じる可能性があります。なお、資金使途に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ダスキン	
	本店の所在地	大阪府吹田市豊津町1番33号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第56期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月22日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第57期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月10日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	1,600株(普通株式) (平成30年8月29日現在)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	22,000株(普通株式) (平成30年8月29日現在)
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先とフランチャイズ契約を締結し、同社が開発した商品の借受け・買取りを行い、レンタル・販売を行っております。平成30年3月期におけるレンタル事業の売上原価5,914百万円に占める同社からの借受け・買取り商品等の割合は58.9%となっております。	

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先の選定の経緯等

現在、当社グループは、当社および連結子会社10社で構成されており、ダストコントロール商品・害虫駆除剤のレンタル・販売、建築関連ノウハウ商品および建築部材の販売と施工、コンサルティング、宅配水(ミネラルウォーター)の製造・販売並びに戸建注文住宅の建築請負および分譲住宅の販売、化粧品等の通信販売を主な事業内容としております。当社は、昭和46年、東京都町田市でダスキンのフランチャイズチェーン加盟店として清掃用品のレンタル業を始めて以降、創業以来の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業(注1)、住宅事業、建築コンサルティング事業、美容・健康事業(前期までは通販事業)の5つの事業体制のもと、創業時より「暮らしのお役立ち」「消費のお困りごとを担う」を軸とした「コングロマリット(複合的異種混成型)企業」を基本戦略として基盤を築いてまいりました。

一方、ダスキングループは、平成30年3月31日現在において、ダスキン、子会社34社及び関連会社3社により構成され、クリーン・ケアグループのダストコントロール商品のレンタル及びフードグループのミスタードーナツを主な事業内容とし、更にこれらに関連する事業活動をフランチャイズ方式を中心に展開しております。

ダスキンは、創業以来、環境衛生・美化関連の定期訪問レンタルサービス(ダストコントロール事業(注2))、清掃や家事代行等の役務提供サービス(ケアサービス事業)等の訪問販売を中心に事業展開しており、創業55周年を迎える当期は、長期戦略「ONE DUSKIN」の第2フェーズ「中期経営方針2018」の初年度として、第1フェーズで作上げた事業モデル基盤の発展・具現化及び構造改革に注力しております。基幹事業グループである「訪販グループ」においては、これまで以上に事業間連携を強化すると共に、高齢化の進展や共働き世帯の増加等に伴い今後も市場の拡大が見込まれるケアサービス事業、介護用品や福祉用具のレンタル(ヘルスレント事業)への注力を掲げており、加盟店の出店を促進しております。

当社とダスキンは、昭和46年の当社創業以来、ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店として協力関係を築いて参りました。当社は、当社の原点である、顧客との「Face to Face」のコミュニケーションを強みとして、昭和59年からは、全国2,000社のダスキン加盟店で売上高についてNo.1を維持し続けています。また、平成29年からは、当社会長が「ダスキンフランチャイズチェーン全国加盟店会」の会長職に就任し、文字通りダスキンのフランチャイズ加盟店全体のリーダーとなり、フランチャイズチェーン本部と一体となった各種施策に取り組んでおります。

しかしながら、少子高齢化が進み日本国内の人口減少が見込まれる中、国内市場規模は今後縮小することが予想されており、当社グループが事業を行う各市場においても従来以上に競争が激化することが予想されます。

そのような環境の中、当社は既存事業の収益安定化と共に、新しい価値の創造と価値あるサービス提供を通じて、持続的な発展を指向しており、とりわけ、レンタル事業部門においては、新たな事業の育成に向けた戦略的な投資を一層加速させ、幅広い年代層のお客様に対しトータルケアサービスをご提供することで企業価値創造を目指しています。一方で、ダスキンもまた、フランチャイズ方式による展開を基本としつつ、ダストコントロール商品のレンタル事業を重要ドメインと考え、また、介護サービス事業・福祉用具レンタル事業との連携を強化しお客様にとっての利便性向上と営業効率化を目指しており、当社とダスキンの中期的な方向性が合致しております。今回、従来から築き上げてきたダストコントロール商品のレンタル事業における強固な関係性を、資本の提携を通じて一層強固なものとする事で、シナジーの得られる事業領域が拡大することを両社で確認し、本資本業務提携契約の締結を行うことを決定いたしました。

業務提携に関しては、当社が各事業領域で保有する顧客基盤・店舗ネットワークをはじめ、創業以来「コングロマリット経営」で培ってきたレンタル事業やクリクラ事業を代表とするストックビジネスおよび住宅事業のフロービジネス双方における独自のノウハウと、ダスキンが保有する清掃・衛生用品のレンタル事業の他、介護用品・福祉用品のレンタルから住まいの補修サービスまで多岐に亘るライフスタイルに合わせたソリューションメニューの提案力や、ダスキンプランドを使用した事業運営に関するノウハウの融合を加速させることで、当社は、全国展開を視野に入れた新規営業エリアの拡大や、ダスキンの既存事業である高齢者向けの介護用品・福祉用具レンタル事業への新規参入を行い、両社の提携関係を一層強化してまいります。

結果として、顧客満足度の高い商品の提供が可能になること、顧客のライフステージやライフスタイルに合わせたワンストップなサービスメニューの拡充等、両社にとって大きな事業シナジーが期待できることから、当社の企業価値向上にも繋がるものと考えられます。

当社は、事業成長のための資金調達の方法として借入金の増額などの負債調達や公募増資等、多面的に検討いたしました。財務基盤の安定性を鑑みるに、本提携の実効性と提携関係の強化をより促進させることが、資金をより有効に活用できるとの観点から、ダスキンに対する第三者割当による資金調達が最適であると判断いたしました。

(注1) クリクラ事業：宅配水(クリクラ)の製造・販売

(注2) ダストコントロール事業：掃除用品のレンタル・販売

本提携の内容

当社は、ダスキンとの間で、本提携に基づき、以下の各号に掲げる事項に関する業務提携を行うことを合意しており、また、本提携を確実かつ効率的に推進することを目的として、今後両社で「業務提携推進委員会(仮称)」を設置し、継続的な協議を実施していくこととしております。詳細については、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

ア. 当社がダスキンとの間で新たに締結するフランチャイズチェーン契約に基づく、当社の店舗への既存事業(サービスマスター事業、メリーメイド事業、ターミニックス事業、トータルグリーン事業及びホームリペア事業)の追加

イ. 当社がダスキンとの間で新たに締結するフランチャイズチェーン契約に基づく、ダスキンが営むフランチャイズ事業のうち、当社が未出店であるヘルスレント事業への新規出店

ウ. 前各号に掲げるもののほか、当社及びダスキンが別途協議し、合意する事項

資本提携に関しては、本第三者割当増資により、ダスキンを割当予定先として当社の普通株式5,587,500株(議決権数55,875個)(本第三者割当増資に係る払込みが行われた時点において、発行済株式総数は24,306,750株、議決権総数は225,260個となり、これらを基準にした場合、ダスキンが既に保有する当社株式22,000株(議決権数220個)と合計して、発行済株式総数に対する割合23.08%(小数点以下第三位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。)、総議決権数に対する割合24.90%となります。)を発行する予定であり、ダスキンは、発行される新株式の全てを引き受ける予定です。また、払込期日以降本提携が終了する日までの間、ダスキンは当社に対し、双方協議の上ダスキンが決定する者1名を、当社の取締役候補者として提案することができます(なお、現時点において、平成31年3月期に係る定時株主総会より前に、臨時株主総会を開催する予定はございません。)

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 5,587,500株

(4) 株券等の保有方針

本第三者割当増資は、当社とダスキンの本資本業務提携契約の一環として行われ、提携関係の強化の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先が平成30年8月10日に関東財務局長宛に提出している第57期第1四半期報告書(平成30年4月1日乃至平成30年6月30日)に記載されている四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額(19,584百万円)により、割当予定先が本第三者割当増資にかかる払込みに要する十分な現金及び預金を有していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるダスキンは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、ダスキンが東京証券取引所に提出した平成30年6月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システムに関する事項において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する旨記載していることを確認することにより、当社は、ダスキン及びその役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項無し。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(平成30年8月29日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,085円に対し9.95%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じとします。)ディスカウントである977円といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成30年7月30日から平成30年8月29日まで)の終値の平均値である1,034円(円未満四捨五入)に対しては5.51%のディスカウント、同直前3ヶ月間(平成30年5月30日から平成30年8月29日まで)の終値の平均値である975円(円未満四捨五入)に対しては0.21%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成30年2月28日から平成30年8月29日まで)の終値の平均値である972円(円未満四捨五入)に対しては0.51%のプレミアムとなります。

本取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

また、本取締役会決議日の直前営業日終値から9.95%ディスカウントすることについては、当社の資金需要を満たすために行う市場取引による短期的な処分が困難な数量の株式の引受けであること、発行決議日から払込期日まで最大約1ヶ月を要しダスキンはその間の株価変動リスクを負担していること、ダスキンとの業務提携を前提とする戦略的な投資であり長期間の保有が予定されていること等から、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)も勘案し、ダスキンとの協議の結果、上記発行価格により発行することが合理的であると判断いたしました。

上記発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間及び直前6ヶ月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠したものとなっております。さらに、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)が、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条等に規定される独立第三者からの意見入手手続きとして、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見をを得る必要があるため、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、社外取締役島田博夫氏、社外監査役大和田徹氏、新幸総合法律事務所弁護士石井絵梨子氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を諮問しました。

その結果、後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、ダスキンに対して普通株式5,587,500株が割当てられ、これは平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数18,719,250株に対して29.85%、総議決権数169,385個に対して32.99%に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において割当予定先であるダスキンは、ダスキンが既に保有する当社株式22,000株(議決権数220個)と合計して、当社の発行済株式総数に対する保有割合が23.08%、当社の総議決権数に対する保有割合が24.90%となり、ダスキンは当社のその他の関係会社となる見込みであります。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じますが、本第三者割当増資はダスキンとの資本業務提携の一環として行うものであり、本提携により、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を業務提携に関連する投資等の一部に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待できることから、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、また、財務基盤の安定にもつながります。したがって、本第三者割当増資に伴う1株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。また、前記「1 割当予定先の状況 (4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、ダスキンは本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される新株式数は5,587,500株、当該株式に係る議決権数は55,875個であるため、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数18,719,250株に対する比率は29.85%、平成30年3月31日現在の議決権総数169,385個に対する比率は32.99%)となります。したがって、当社議決権に25%以上の希薄化が生じることになるため、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先であるダスキンの議決権の所有割合は、ダスキンが既に保有する当社株式22,000株(議決権数220個)と合計して、23.08%となる予定であります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ダスキン	大阪府吹田市豊津町1-33号	22,000	0.13%	5,609,500	24.90%
レモンガス株式会社	神奈川県平塚市高根1	1,953,500	11.53%	1,953,500	8.67%
株式会社キャピタル	東京都町田市野津田町1000	1,575,664	9.30%	1,575,664	6.99%
ナック従業員持株会	東京都新宿区西新宿1-25-1	946,918	5.59%	946,918	4.20%
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	940,000	5.55%	940,000	4.17%
西山 由之	東京都町田市	556,184	3.28%	556,184	2.47%
株式会社プリリアントフュー チャー	茨城県猿島郡境町2174-62	524,000	3.09%	524,000	2.33%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人株式会社三菱UF J銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON. MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	445,300	2.63%	445,300	1.98%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	424,400	2.51%	424,400	1.88%
株式会社レオパレス21	東京都中野区本町2-54-11	339,600	2.00%	339,600	1.51%
計	-	7,727,566	45.62%	13,315,066	59.11%

(注) 1 平成30年3月31日現在の株主名簿を基に、平成30年8月29日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づいて記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数(169,385個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(55,875個)を加えた数(225,260個)で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、前記「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由 割当予定先の選定の経緯等」に記載したとおり、ダスキンと当社が本資本業務提携契約を締結することにより、従来から築き上げてきたダストコントロール商品のレンタル事業における強固な関係性を、資本の提携を通じて一層強固なものとするこゝで、シナジーの得られる事業領域が拡大することが可能となり、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができると判断しております。

ダスキンを割当先とする本第三者割当増資は、過大な手続と時間を要する公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、ダスキンとの提携による短期間かつ確実性の高い資金確保、成長施策の推進が可能となり、また、金融機関等からの借入れと異なり、財務基盤の強化が可能となります。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資が資金調達手段として最も適切であると判断いたしました。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資後におけるダスキンの当社に対する希薄化ベースの議決権はダスキンが既に保有する当社株式22,000株(議決権数220個)と合計して、24.90%となる予定であります。本第三者割当増資により発行する株式は5,587,500株であり、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数(18,719,250株)の29.85%、当社の総議決権数(169,385個)の32.99%にあたります。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じますが、本第三者割当増資はダスキンとの資本業務提携の一環として行うものであり、本提携により、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を業務提携に関連する投資等の一部に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待できることから、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、また、財務基盤の安定にもつながります。したがって、本第三者割当増資に伴う1株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。また、前記「1 割当予定先の状況(4)株券等の保有方針」に記載のとおり、ダスキンは本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、本第三者委員会に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成30年8月30日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりであります。

(意見)

1. 本第三者割当増資は、貴社にとって必要であると認められる。
2. 本株式の発行方法は、他の資金調達手段との比較においても、相当であると認められる。
3. 本株式の発行価額その他の発行条件は、他の資金調達手段との比較においても、相当であると認められる。

(理由)

1. 本第三者割当増資の必要性

(1)ダスキンとの資本業務提携の合理性

貴社は昭和46年の創業以来、ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店としてダスキンとの協力関係を築いてきたが、今回、従来から築き上げてきたダストコントロール商品のレンタル事業における強固な関係性を、資本の提携を通じて一層強固なものとする中で、シナジーの得られる事業領域が拡大することを両社で確認し、貴社は、平成30年8月30日付で本資本業務提携契約の締結を行うことを決定した。

本資本業務提携契約に基づき、貴社は、競争のさらなる激化が予想される現在の事業環境下において、既存店舗の機能強化・新規出店のための投資を実行し、収益力の強化を推進することを計画していること、本資本業務提携契約に基づく提携(以下「本提携」という。)の結果、顧客満足度の高い商品の提供が可能になること、顧客のライフステージやライフスタイルに合わせたワンストップなサービスメニューの拡充等、両社にとって大きな事業シナジーが期待でき、貴社の企業価値向上にも繋がることであるため、本提携については合理性が認められる。また、同社との強固な関係性を一層強固なものとするために、資本提携の方法によることについても、不合理な点はない。

(2)資金調達の必要性

本資本業務提携契約に基づく具体的な施策として、貴社は既存店舗の機能強化・新規出店のために相応額の投資を実行し、収益力の強化を推進することを計画しているが、平成30年6月30日現在の貴社の自己資本比率は31.3%であり、必ずしも高い水準ではないことその他貴社の現状の財政状態に鑑みれば、第三者割当増資により財務基盤を強化した上で、事業拡大のための投資を行うことには合理性が認められ、貴社には資金調達の必要性があると評価できる。

2. 本第三者割当増資の相当性

(1) 他の資金調達手段との比較

貴社は、事業成長のための資金調達の方法として借入金の増額などの負債調達や公募増資等、多面的に検討したが、財務基盤の安定性を鑑みるに、本提携の実効性と提携関係の強化をより促進させることが、資金をより有効に活用できるとの観点から、ダスキンに対する第三者割当による資金調達が最適であると判断したとのことである。上記のとおり、本提携によって相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を業務提携に関連する投資等の一部に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待でき、貴社の企業価値の向上につながる事が期待されることから本提携には合理性があり、また、第三者割当増資の方法によることで、貴社の財務基盤の安定にも資することに鑑みれば、当該選択には十分な合理性があると評価できる。

(2) 増資金額の妥当性

本資本業務提携契約に基づく具体的な施策の実行にあたっては、貴社は既存店舗の機能強化・新規出店のために相応額の投資が必要となること、上記のとおり、貴社の財政状態に鑑みれば、事業拡大のための投資については財務基盤を強化した上で行う一定の必要性があると評価できることから、本第三者割当増資の金額には合理性が認められる。

(3) 発行価格の相当性

貴社は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,085円に対し9.95%ディスカウントである977円を発行価格としている。

貴社が、発行価格を本取締役会決議日の直前営業日の終値に対し9.95%ディスカウントである977円としたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、貴社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、発行価格として合理的であると考えたため、とのことであるが、かかる時点での終値を基準とすることについては、貴社の市場株価の推移に照らし、特段不合理な事情は見受けられない。加えて、本第三者割当増資は、市場取引による短期的な処分が困難な数量の株式の引受けであること、発行決議日から払込期日まで最大1ヵ月を要しダスキンはその間の株価変動リスクを負担していること、ダスキンとの業務提携を前提とする戦略的な投資であり長期間の保有が予定されていること等に鑑みれば、発行価格を上記の基準価格から9.95%ディスカウントした価格とすることについても、不合理な点はない。

また、当該基準株価からのディスカウント率を含む当該発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠しており、合理性が認められる。

(4) 割当予定先の相当性

上記のとおり、割当先であるダスキンは、本資本業務提携契約に基づき、両社の更なる企業価値の向上を実現することを目的として貴社株式を保有することとしている。加えて、ダスキンは東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した平成30年6月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システムに関する事項において、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを基本方針とする旨が記載されており、ダスキン及びその役員又は主要株主は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断される。従って、割当先としてダスキンを選定することについて不合理な点は認められない。

(5) 既存株主への影響

本第三者割当増資により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希釈化が生じるものの、上記のとおり、本第三者割当増資はダスキンとの資本業務提携の一環として行われるものであり、本提携により貴社の企業価値の向上につながり、また、財務基盤の安定にも資すると考えられる。従って、本第三者割当増資は、貴社の既存株主にとって希釈化を上回る効果があると評価できる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成30年8月30日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）及び四半期報告書（第48期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月30日）までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成30年8月30日）現在においてもその判断に変更はありません。

当社グループの事業等において、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生時の影響の最小化に務め、事業を行っております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものです。

2 [事業等のリスク]

～ 略

資本業務提携について

当社は、平成30年8月30日開催の取締役会において、株式会社ダスキンの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

本提携により、当社グループは、ダスキンの関係を一層強固なものとし、フランチャイズによる事業を推進することで、これまで以上に両社のシナジーを得られるものと見込んでおりますが、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携については、事業環境の悪化等により、期待される収益が得られない可能性があり、そのような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第47期）の提出以後本有価証券届出書提出日（平成30年8月30日）までの間において下記の臨時報告書を提出しております。

（平成30年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成30年6月28日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

川上裕也、小磯雄一郎及び脇本和好を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

狩野勝及び大和田徹を監査役に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、仰星監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
川上 裕也	82,886	8,624	87	(注) 1	可決 (81.53%)
小磯 雄一郎	82,850	8,660	87		可決 (81.49%)
脇本 和好	89,131	2,379	87		可決 (87.67%)
第2号議案					
狩野 勝	72,344	19,161	87	(注) 1	可決 (71.16%)
大和田 徹	87,828	3,677	87		可決 (86.39%)
第3号議案	90,744	766	87	(注) 2	可決 (89.26%)

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成30年8月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年8月30日開催の取締役会において、株式会社ダスキンの第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議いたしました。これに伴い、当社の主要株主に異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 株式会社ダスキン
主要株主でなくなるもの レモンガス株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
株式会社ダスキン

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	220個	0.13%
異動後	56,095個	24.90%

主要株主でなくなるもの
レモンガス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	19,535個	11.53%
異動後	19,535個	8.67%

(注1) 「所有議決権の数」は、異動前は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基に、平成30年8月29日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づいており、異動後は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基に、本第三者割当増資により割り当てられる当社株式に係る議決権の数を加算しております。

- (注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、異動前は平成30年3月31日現在の総議決権数(169,385個)を分母として、異動後は、平成30年3月31日現在の総議決権数(169,385個)に本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数55,875個を合計した225,260個を分母としてそれぞれ算出しております。
- (注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

本第三者割当増資に係る払込期間(平成30年9月18日から平成30年10月1日)のうち、株式会社ダスキンに対して割り当てる当社株式に係る払込金額の総額の払込みが行われた日(本第三者割当増資の払込日)を予定しております。

(4) その他の事項

本報告書提出日(平成30年8月30日)現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 4,000百万円
発行済株式総数 普通株式 18,719,250株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第48期第1四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月29日

株式会社ナック

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 日武 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三木 崇央 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ナックの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ナックが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月29日

株式会社ナック

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 日武 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 三木 崇央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナックの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月10日

株式会社ナック

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 日武 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 三木 崇央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナックの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。